

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は那須町であり、那須町商工会の管轄地区である。

総面積は県の約6%を占め、372.34 km²を有する。北西部には、活火山である標高1,915mの茶臼岳を主峰とした那須連山、その南斜面の高原地域は国立自然公園区域に指定され、豊富なリゾート資源が存在する。中央部の平坦地には、JR黒田原駅周辺を中心とする市街地、首都圏農業の一翼を担う広大な農業地帯が形成されている。交通は、東京から盛岡を結ぶJR東北本線が町内を通り、高久駅、黒田原駅、豊原駅と3駅存在する。東北新幹線は当町に隣接する市の那須塩原駅、新白河駅間で当町を通過している。また、東北自動車道が通り、那須IC、那須高原スマートICの2カ所の入出ができる他、国道4号線と294号線が主要道路として存在する。西部の高久地区は、主要地方道那須高原線（那須街道）に赤松林の森が存在し、国有林として管理されている。東部の芦野、伊王野地区の八溝山系一帯は、県立自然公園区域に指定されるとともに、農業地帯が広がり、芦野石の採掘場が点在するほか、良質な八溝材の生産地ともなっている。



(2) 地域の自然災害リスク

本町の南西を那珂川、那須高原を南東に余笹川が流れ、東側には八溝山地がある。北東部は黒川が流れ、途中までは福島県との県境になっている。北西部は茶臼岳や朝日岳、白笹山などがそびえ、その麓の那須高原から中央部の高久丘陵、大田原市の方へ向かって標高が下がり扇状地となっている。流域には那須温泉郷、レジャー施設、複数のキャンプ場や別荘地などがあり、地形に高低差があるため過去には大規模な水害の記録もある。また、那須連山には活火山の那須岳があり、噴火と降灰による被害も過去の記録に存在する。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

① 洪水

那須町地域防災計画（平成 29 年度改訂版）及び町の防災マップ（平成 31 年改訂）の洪水ハザードマップによると洪水予報河川である那珂川・余笹川の 2 河川の浸水想定区域について、河川周域で 10m～20m 以上の浸水が想定されている。

② 土砂災害

「那須町地域防災計画」の災害予防資料によると地すべり危険箇所 5 ヶ所、山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区 235 ヶ所、急傾斜崩壊危険箇所 97 ヶ所、土石流危険渓流 57 ヶ所と地域全体においてこれらの土砂災害が生じる恐れがある。面積の約 58%を林野が占める当地域は、人家の保全に対する影響、または林業関連の事業者も多く、現場作業等に影響も出ると見込まれる。

③ 地震

町内には国が定める主要 113 活断層の一つである関谷断層が通っている。那須町地域防災計画によると、関谷断層は全体が 1 つの活動区間として活動する場合、発生する地震の規模はマグニチュード 7.5 程度と推定されている。

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、北西部で 6.0%～26.0%、南東部で 0.1～6.0%である。

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。近年の集中豪雨は特に狭い所に集中および多発化するケースも多くこれらの局地的大雨による道路冠水対策について喫緊の課題になっている。

また、令和元年東日本台風による河川の増水・氾濫により芦野、伊王野地区を中心に土砂崩れ及び浸水被害に遭った。住宅や店舗のほか、営業用設備に被害を受けた事業者が発生したため、今後は減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

⑤ 噴火

那須連山の主峰茶臼岳は活火山であり噴火被害に対して注意が必要である。登山、ハイキング客や山岳レジャー関連の事業所も存在する他、噴煙による火山灰による影響も想定する必要がある。「那須町地域防災計画」の災害予防資料によると、噴火活動が活発化した場合の避難計画、噴火警戒レベルに応じた対応を講じる他、観光地としての風評被害の影響についても対策が必要である。

⑥ 雪崩

茶臼岳を主峰とした那須連山での雪崩被害に対しても注意が必要である。登山、ハイキング客や山岳レジャー関連の事業所も存在する。「那須町地域防災計画」の災害予防資料によると雪崩危険箇所等74ヶ所においては人家も含まれ、11月に閉山となるが雪山登山客も存在するなど、安全対策に向けた注意喚起が必要である。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況 (平成28年経済センサス活動調査)

商工業者数 1,458 者 (うち小規模事業者数 1,188 者)

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	175	168	地域内に広く分散
製造業	112	91	高久地区工業団地内に集積
卸売業	33	21	地区内に点在
小売業	285	209	高原地区に多い
飲食店・宿泊業	445	368	湯本地区、高原地区に多い
サービス業	270	208	地域内に広く分散
その他	138	123	
合計	1,458	1,188	

(6) これまでの取組

① 那須町の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

② 那須町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課 題

(1) 事業者に対すること

- ・地域内事業者の災害リスクについて意識啓発の強化の向上を図っているが、防災、減災の必要性に対する認識が不十分な事業者は存在するため、災害リスクの認識向上を図らなければならない。
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多く、取組状況は規模が小さい事業者ほど低調であるため、取組を開始しやすくする手段等が必要。

(2) 商工会内部に関すること

- ・令和2年12月に那須町商工会危機管理マニュアルを策定し、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況を脱し、実際の緊急時の対応にあたる具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有して行動できるようにしなければならない。
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ることが必要。
- ・緊急時における町と商工会、国、栃木県、栃木県商工会連合会（以下、「商工連」という。）との被害情報の報告ルールが定まっていないため、共有報告ルート、内容等を明確にする必要がある。

3. 目 標

自然災害に対しては、那須町地域防災計画を踏まえつつ、那須町商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後、早期の応急措置等について、那須町と那須町商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、那須町全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ 速やかな応急・復旧支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

▶ 被害の把握・報告ルートの確立

緊急時における町と商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や町広報誌、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のための個社支援を行う。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・那須町商工会危機管理マニュアルを令和2年12月に作成済み（別添）

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発チラシの配布を依頼する。

⑤ フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・(仮称)那須町事業継続力強化支援協議会(構成員:那須町商工会、那須町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

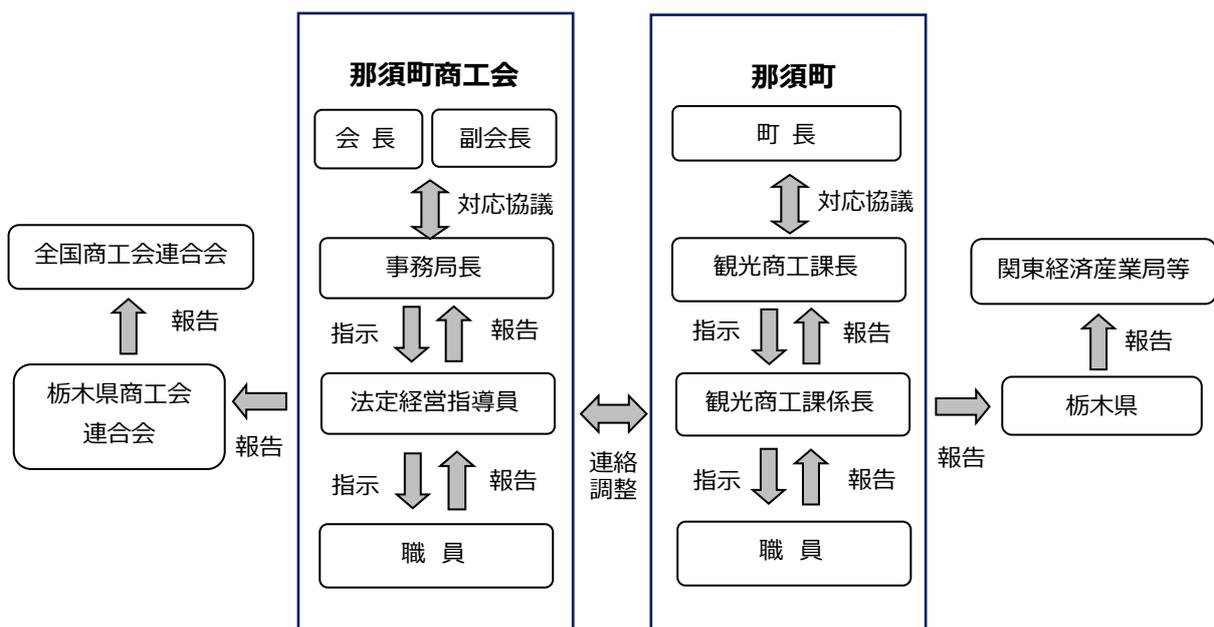
⑥ 訓練の実施

- ・災害(令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートを確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

(2) 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
連絡調整は、商工会は法定経営指導員、町は観光商工課係長を通じて行う。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) 自然災害等リスク発生時の対応

① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合
- ・火山：噴火警報（噴火警戒レベル5）が発令された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。
- ・共有方法 電子メール（又はFAX）

・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は上記3)のとおり情報を共有した後、町は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、取りまとめを行う那須町商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、随時報告する。

② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 地域内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）

- ・共有頻度

期 間	頻 度
海外発生期	1月に1回
国内発生早期	1月に2回
国内感染期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は上記3)のとおり情報を共有した後、町は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置については町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に

開設する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、提出が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（または撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、町と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

② 関係市町

那須町役場 観光商工課

〒329-3292 那須郡那須町大字寺子丙 3-13
TEL : 0287-72-6918/ FAX : 0287-72-1112
E-mail : kanko@town.nasu.lg.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20
TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340
E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

顔晴る企業応援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4
TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875
E-mail : ganbaru_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
1. B C P策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	150	150	150	150	150
3. 普及・啓発費・チラシ郵送費	200	200	200	200	200
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、栃木県補助金、那須町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。